

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成20年4月22日から11月11日までの間に382機関について監査を行ったので、同条第9号の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成20年12月4日

長野県監査委員 高見澤 賢 司
同 東 方 久 男
同 柿 沼 美 幸
同 宮 澤 宗 弘

平成20年度定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 実施方針

平成20年度監査基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に則って適正に処理されているか、また、事務事業の執行が効率的、合理的に行われているかについて、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施しました。

2 対象年度

平成19年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関及び実施期間

監査対象機関382機関（普通会計369機関、企業特別会計13機関）について、平成20年4月22日から11月11日までの間に実施しました。実施機関の一覧は別表2のとおりです。

4 実施状況

(1) 普通会計の実施機関（369機関）のうち、171機関については実地監査を、198機関については書面監査を実施しました。

区 分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	74	72	2
現 地 機 関	295	99	196
計	369	171	198

(2) 企業特別会計の実施機関（13機関）のうち、6機関については実地監査を、7機関については書面監査を実施しました。

区 分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	3	3	0
現 地 機 関	10	3	7
計	13	6	7

(3) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

(4) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

(5) 重点監査は、テーマを「行政財産の目的外使用許可について」として実施しました。

工事監査は、重点監査項目を「変更契約」「入札不調及び入札中止」として実施しました。

第2 監査の結果

監査の結果、指導事項又は検討事項としたものは次のとおりです。

指導事項については、監査実施機関に対し、文書により指導し改善を促すとともに、処理状況の回答を求めました。

検討事項については、事務を所管する機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

なお、指導事項に係る機関以外においては、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められました。

〔普通会計〕

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収 入 事 務	0	18	0	18
契 約 事 務	0	12	0	12
支 出 事 務	0	12	0	12
補 助 金 事 務	0	0	0	0
財 産 管 理 事 務	0	18	1	19
計	0	60	1	61

〔企業特別会計〕

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収 入 事 務	0	1	0	1
契 約 事 務	0	2	0	2
支 出 事 務	0	2	0	2
補 助 金 事 務	0	0	0	0
財 産 管 理 事 務	0	0	0	0
計	0	5	0	5

監査結果の区分は以下のとおりです。

1 指摘事項	明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの
2 指導事項	指摘には至らないが改善を要するもの
3 検討事項	制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

※ 次頁以降の表中の【重点監査】【工事監査】の表示は、それぞれの監査結果であることを示します。

(1) 普通会計

ア 指導事項

分類	指導事項	課所名																														
収入 事務 18件	1 収入未済額の解消に努力を要するもの																															
	(1) 県税の収入未済の縮減について、一部に改善がみられるが、税源移譲等の理由から収入未済総額が増加しているため、一層の努力を要する。																															
	〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成19年度末</th> <th>平成18年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 税</td> <td>6,360,329,560円</td> <td>5,565,993,162円</td> <td>794,336,398円</td> <td>114.3%</td> </tr> <tr> <td>(主な内訳)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①個人県民税</td> <td>3,305,176,524円</td> <td>2,378,315,269円</td> <td>926,861,255円</td> <td>139.0%</td> </tr> <tr> <td>②自動車税</td> <td>1,349,418,793円</td> <td>1,489,091,331円</td> <td>△139,672,538円</td> <td>90.6%</td> </tr> <tr> <td>③不動産取得税</td> <td>752,279,202円</td> <td>725,315,480円</td> <td>26,963,722円</td> <td>103.7%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比	県 税	6,360,329,560円	5,565,993,162円	794,336,398円	114.3%	(主な内訳)					①個人県民税	3,305,176,524円	2,378,315,269円	926,861,255円	139.0%	②自動車税	1,349,418,793円	1,489,091,331円	△139,672,538円	90.6%	③不動産取得税	752,279,202円	725,315,480円	26,963,722円	103.7%	税 務 課
	区 分	平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比																											
	県 税	6,360,329,560円	5,565,993,162円	794,336,398円	114.3%																											
	(主な内訳)																															
	①個人県民税	3,305,176,524円	2,378,315,269円	926,861,255円	139.0%																											
	②自動車税	1,349,418,793円	1,489,091,331円	△139,672,538円	90.6%																											
	③不動産取得税	752,279,202円	725,315,480円	26,963,722円	103.7%																											
	(2) 社会福祉施設入所者負担金及び心身障害者扶養共済加入者掛金において、収入未済の縮減努力が認められるが、引き続き縮減に努力されたい。																															
	〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成19年度末</th> <th>平成18年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設入所者負担金</td> <td>26,054,242円</td> <td>38,026,110円</td> <td>△11,971,868円</td> <td>68.5%</td> </tr> <tr> <td>心身障害者扶養共済加入者掛金</td> <td>9,825,590円</td> <td>11,709,540円</td> <td>△1,883,950円</td> <td>83.9%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比	社会福祉施設入所者負担金	26,054,242円	38,026,110円	△11,971,868円	68.5%	心身障害者扶養共済加入者掛金	9,825,590円	11,709,540円	△1,883,950円	83.9%	障害福祉課															
	区 分	平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比																											
	社会福祉施設入所者負担金	26,054,242円	38,026,110円	△11,971,868円	68.5%																											
	心身障害者扶養共済加入者掛金	9,825,590円	11,709,540円	△1,883,950円	83.9%																											
	(3) 児童福祉施設入所者負担金、児童扶養手当過払返納金及び母子寡婦福祉資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。																															
	〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成19年度末</th> <th>平成18年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設入所者負担金</td> <td>70,128,520円</td> <td>67,666,657円</td> <td>2,461,863円</td> <td>103.6%</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当過払返納金</td> <td>19,445,520円</td> <td>22,042,700円</td> <td>△2,597,180円</td> <td>88.2%</td> </tr> <tr> <td>母子寡婦福祉資金貸付金</td> <td>200,111,539円</td> <td>187,184,025円</td> <td>12,927,514円</td> <td>106.9%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比	児童福祉施設入所者負担金	70,128,520円	67,666,657円	2,461,863円	103.6%	児童扶養手当過払返納金	19,445,520円	22,042,700円	△2,597,180円	88.2%	母子寡婦福祉資金貸付金	200,111,539円	187,184,025円	12,927,514円	106.9%	こども・ 家庭福祉課											
区 分	平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比																												
児童福祉施設入所者負担金	70,128,520円	67,666,657円	2,461,863円	103.6%																												
児童扶養手当過払返納金	19,445,520円	22,042,700円	△2,597,180円	88.2%																												
母子寡婦福祉資金貸付金	200,111,539円	187,184,025円	12,927,514円	106.9%																												

分類	指導事項	課所名														
収入 事務	(4) 看護職員修学資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。	医療政策課														
	〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">平成19年度末</th> <th style="width: 15%;">平成18年度末</th> <th style="width: 10%;">増 減</th> <th style="width: 10%;">前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金</td> <td style="text-align: right;">7,868,000円</td> <td style="text-align: right;">6,406,000円</td> <td style="text-align: right;">1,462,000円</td> <td style="text-align: right;">122.8%</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比	看護職員修学資金貸付金	7,868,000円	6,406,000円	1,462,000円	122.8%				
	区 分	平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比											
	看護職員修学資金貸付金	7,868,000円	6,406,000円	1,462,000円	122.8%											
	(5) 高度化資金貸付金及び設備近代化資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。	経営支援課														
	〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">平成19年度末</th> <th style="width: 15%;">平成18年度末</th> <th style="width: 10%;">増 減</th> <th style="width: 10%;">前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度化資金貸付金</td> <td style="text-align: right;">1,011,293,464円</td> <td style="text-align: right;">1,014,686,879円</td> <td style="text-align: right;">△3,393,415円</td> <td style="text-align: right;">99.7%</td> </tr> <tr> <td>設備近代化資金貸付金</td> <td style="text-align: right;">85,032,800円</td> <td style="text-align: right;">83,924,979円</td> <td style="text-align: right;">1,107,821円</td> <td style="text-align: right;">101.3%</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比	高度化資金貸付金	1,011,293,464円	1,014,686,879円	△3,393,415円	99.7%	設備近代化資金貸付金	85,032,800円	83,924,979円	1,107,821円
	区 分	平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比											
	高度化資金貸付金	1,011,293,464円	1,014,686,879円	△3,393,415円	99.7%											
	設備近代化資金貸付金	85,032,800円	83,924,979円	1,107,821円	101.3%											
	(6) 農業改良資金貸付金及び漁業改善資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。	農村振興課														
	〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">平成19年度末</th> <th style="width: 15%;">平成18年度末</th> <th style="width: 10%;">増 減</th> <th style="width: 10%;">前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業改良資金貸付金</td> <td style="text-align: right;">79,654,000円</td> <td style="text-align: right;">72,637,750円</td> <td style="text-align: right;">7,016,250円</td> <td style="text-align: right;">109.7%</td> </tr> <tr> <td>漁業改善資金貸付金</td> <td style="text-align: right;">10,711,975円</td> <td style="text-align: right;">11,171,975円</td> <td style="text-align: right;">△460,000円</td> <td style="text-align: right;">95.9%</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比	農業改良資金貸付金	79,654,000円	72,637,750円	7,016,250円	109.7%	漁業改善資金貸付金	10,711,975円	11,171,975円	△460,000円
	区 分	平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比											
	農業改良資金貸付金	79,654,000円	72,637,750円	7,016,250円	109.7%											
漁業改善資金貸付金	10,711,975円	11,171,975円	△460,000円	95.9%												
(7) 林業改善資金貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力されたい。	信州の木 振 興 課															
〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">平成19年度末</th> <th style="width: 15%;">平成18年度末</th> <th style="width: 10%;">増 減</th> <th style="width: 10%;">前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林業改善資金貸付金</td> <td style="text-align: right;">23,188,881円</td> <td style="text-align: right;">25,672,385円</td> <td style="text-align: right;">△2,483,504円</td> <td style="text-align: right;">90.3%</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比	林業改善資金貸付金	23,188,881円	25,672,385円	△2,483,504円	90.3%					
区 分	平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比												
林業改善資金貸付金	23,188,881円	25,672,385円	△2,483,504円	90.3%												
(8) 県営住宅使用料において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。	住 宅 課															
〔収入未済の状況〕																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">平成19年度末</th> <th style="width: 15%;">平成18年度末</th> <th style="width: 10%;">増 減</th> <th style="width: 10%;">前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅使用料</td> <td style="text-align: right;">186,654,855円</td> <td style="text-align: right;">183,190,178円</td> <td style="text-align: right;">3,464,677円</td> <td style="text-align: right;">101.9%</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比	県営住宅使用料	186,654,855円	183,190,178円	3,464,677円	101.9%					
区 分		平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比											
県営住宅使用料	186,654,855円	183,190,178円	3,464,677円	101.9%												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">(内訳) 現年度分</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">87,964,236円</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">88,285,635円</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">△321,399円</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">99.6%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td style="text-align: right;">98,690,619円</td> <td style="text-align: right;">94,904,543円</td> <td style="text-align: right;">3,786,076円</td> <td style="text-align: right;">104.0%</td> </tr> </tbody> </table>	(内訳) 現年度分	87,964,236円	88,285,635円	△321,399円	99.6%	滞納繰越分	98,690,619円	94,904,543円	3,786,076円	104.0%						
(内訳) 現年度分	87,964,236円	88,285,635円	△321,399円	99.6%												
滞納繰越分	98,690,619円	94,904,543円	3,786,076円	104.0%												

分類	指導事項	課所名																									
	<p>(9) 高等学校等奨学金貸付金、高等学校遠距離通学費貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金並びに地域改善高等学校等進学奨励金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。</p> <p>〔収入未済の状況〕（現年度分と滞納繰越分の合計）</p> <table border="1" data-bbox="287 470 1276 806"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成19年度末</th> <th>平成18年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校等奨学金貸付金</td> <td>24,560,300円</td> <td>21,358,800円</td> <td>3,210,500円</td> <td>115.0%</td> </tr> <tr> <td>高等学校遠距離通学費貸付金</td> <td>15,180,035円</td> <td>14,306,335円</td> <td>873,700円</td> <td>106.1%</td> </tr> <tr> <td>高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金</td> <td>684,000円</td> <td>684,000円</td> <td>0円</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>地域改善高等学校等進学奨励金貸付金</td> <td>72,184,731円</td> <td>57,534,787円</td> <td>14,649,944円</td> <td>125.5%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成19年度末	平成18年度末	増減	前年度比	高等学校等奨学金貸付金	24,560,300円	21,358,800円	3,210,500円	115.0%	高等学校遠距離通学費貸付金	15,180,035円	14,306,335円	873,700円	106.1%	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	684,000円	684,000円	0円	100.0%	地域改善高等学校等進学奨励金貸付金	72,184,731円	57,534,787円	14,649,944円	125.5%	<p>高校教育課</p>
区分	平成19年度末	平成18年度末	増減	前年度比																							
高等学校等奨学金貸付金	24,560,300円	21,358,800円	3,210,500円	115.0%																							
高等学校遠距離通学費貸付金	15,180,035円	14,306,335円	873,700円	106.1%																							
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	684,000円	684,000円	0円	100.0%																							
地域改善高等学校等進学奨励金貸付金	72,184,731円	57,534,787円	14,649,944円	125.5%																							
収入事務	2 使用料の算定を誤っていたもの																										
	<p>(1) 団体に対する事務室の行政財産目的外使用許可の使用料について、使用許可に係る建物の評価額を基に算定すべきところ、他の建物を含めたすべての建物の評価額総額を基に算定したため、1,026円多く徴収していた。 【重点監査】</p>	長野家畜保健衛生所																									
	<p>(2) 携帯電話基地局の行政財産目的外使用許可の使用料について、平成19年4月1日以降に適用すべき評価額を用いず、旧評価額で算定したため、377円多く徴収していた。 【重点監査】</p>	土尻川砂防事務所																									
	<p>(3) 自動販売機の行政財産目的外使用許可の使用料について、平成19年4月1日以降に適用すべき評価額を用いず、旧評価額で算定したため、1,209円多く徴収していた。 【重点監査】</p>	阿南高等学校																									
	3 その他収入に関する事務処理が適切でないもの																										
	<p>(1) 諏訪合同庁舎に設置されている公衆電話について、NTTから委託手数料を得て収入手続を行なっているが、通話料を保管する専用口座の預金利子を一般会計の雑入として収入すべきところ、専用口座で管理したまま手続をしていなかった。</p>	諏訪地方事務所 (地域政策課)																									
<p>(2) 道路占用料について、県道路管理課から送付された5月31日を納期限とする納入通知書を発送しなかったため、再度調定した上、6月30日を納期限とする納入通知書を発送していた。</p>	佐久建設事務所																										

分類	指導事項	課所名
収入 事務	<p>(3) 次のような不適切な事例が見られたので、適正な事務処理に努めること。</p> <p>また、事務所として、常に事務担当者の事務処理状況の把握に努めるとともに、事務分担の見直し、他の職員の応援等により適切な事務処理を進めること。</p> <p>ア 豊田終末処理場に設置されている自動販売機等の行政財産目的外使用許可、使用料・管理経費の算定、調定等の事務処理に適切でないものがあった。</p> <p>イ 豊田終末処理場の受電設備情報送信装置の行政財産目的外使用許可に係る管理経費の調定が契約書どおりになされていなかった。</p> <p style="text-align: right;">【重点監査】</p>	諏訪 建設事務所
	<p>(4) 河川占用料について、特段の理由なく、納期限を5月1日とする当初調定を取り消し、納期限を翌年2月29日などに変更したものがあった。</p> <p>また、道路占用料延滞金について、減免事由に該当しないものを減免していた。</p>	長野 建設事務所
	<p>(5) 情報資料室の複写機を使用した際に徴収したコピー代金について、一般会計の雑入として収入すべきところ、専用口座で管理したまま手続をしていなかった。</p>	総合教育 センター
	<p>(6) 電柱等の行政財産目的外使用許可の使用料について、4月27日を納期限とする調定を行った後に納入通知書を発送しなかったため、再度調定した上、11月30日を納期限とする納入通知書を発送していた。</p> <p style="text-align: right;">【重点監査】</p>	松川 高等学校

分類	指導事項	課所名
契約 事務 12件	1 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの	消防学校
	指名競争入札により備品（災害用エアーテント）を購入していたが、競争入札の際に必要な予定価格調書を作成していなかった。	
	2 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの	松本 技術専門校
(1) 一般競争入札を実施した「空調設備等機器保守点検業務」について、一般競争入札参加資格要件調書を作成していなかった。		
	また、予定価格30万円超で随意契約により実施した「消防設備保守点検業務」、「エレベーター保守点検業務」、「校内草刈り及び害虫駆除業務」について、請負人選定調書を作成していなかった。	

分類	指導事項	課所名
契約 事務	(2) 農薬飛散防止ネット設置工事2件の請負人選定において、入札参加資格のない3者を選定し、工事請負契約を締結していた。	農業総合試験場
	(3) 県単交通安全対策(二種)工事「伊那市高遠町白山トンネル」のモニター監視盤移設工事請負契約(契約金額572,250円)において、建設工事請負人等選定委員会の審議及び調書の作成を行っていなかった。【工事監査】	伊那建設事務所
	(4) 随意契約による工事請負契約(平成19年度公共土木施設災害復旧工事、予定価格71,956,000円)において、土木部建設工事請負人等選定委員会で行うべきところ建設事務所選定委員会で審議を行っていたこと、2者以上から見積書を徴していなかったことなど、適切な請負人選定を行っていなかった。【工事監査】	飯田建設事務所
	(5) 随意契約による工事請負契約(生物工学温室ボイラー入替工事、予定価格1,248,000円)において、工事業種を建築一式として県外企業である温室建設時の請負業者を含めて選定していたが、工事業種を管工事として県内企業を選定するのが適切であった。	南安曇農業高等学校
	3 その他契約に関する事務処理が適切でないもの	
	(1) 戸倉・上山田交番の敷地は、千曲市土地開発公社からの借地であり、当該借地に関して「平成7年度以降を目途に予算措置に応じ所有権を取得する予定です。」という本部長名の文書を出したものの、予算措置を講じてこなかった。現在、同公社と折衝中であるが、同交番建設時の経緯を踏まえ適切に対応すること。	警察本部会計課
	(2) 「平成19年度県営住宅森林団地ほか住宅用火災報知器設置工事」など3件の受注希望型競争入札において、落札候補者に対する入札参加資格要件審査のうち配置技術者に関する審査を行っていなかった。【工事監査】	下伊那地方事務所(建築課)
(3) 電気設備保安管理業務委託において、長期継続契約に係る主管課協議により承認された役務の提供期間を超える契約を締結していた。	佐久技術専門校	

分類	指導事項	課所名
契約 事務	(4) 平成18年度地方道路交付金「(一) 上松御岳線上松町小川18-1工区」ほか5工事について、変更による増額分が当初請負契約金額の10分の3を超えているため、請負者に対し増額分に相当する契約保証金を納付させる必要があったが、これを免除していた。 【工事監査】	木 曾 建設事務所
	(5) 蛭川排水機場管理業務及び神田川・清野川樋門操作業務の委託について、委託実施の起案内容が不正確であり、契約上必要な書類整備や履行内容の確認が不十分であった。 また、除雪業務委託契約について、工区ごとの受託業者公募後、契約方法（指名競争入札・随意契約）が確定した段階で、請負人選定調書の作成や出納機関の事前審査を受ける必要があったが行っていなかった。	長 野 建設事務所
	(6) 立木補償事務について、補償額を決定するときは算定の基礎となる調書、図面、写真等が必要であるが、写真を添付してないものがあった。	土 尻 川 砂防事務所

分類	指導事項	課所名
支出 事務 12件	1 旅費の返納又は追給を要するもの	
	(1) 長野市から岡山市へ出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより1,880円が過払いとなっていた。	経営支援課
	(2) 伊那市から福岡市へ出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,180円が過払いとなっていた。	公衆衛生 専門学校 伊那校
	(3) 大町市から松山市へ出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,220円が過払いとなっていた。 また、大町市から岐阜市へ出張旅費について、特急利用区間を松本駅一名古屋駅間とせず松本駅-岐阜駅間として算定したため、特急料金420円が過払いとなっていた。	大町保健所

分類	指導事項	課所名
支出 事務	(4) 長野市から諫早市への出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,740円が過払いとなっていた。	中野 建設事務所
	2 その他旅費支給に関する事務処理が適切でないもの	
	(1) 新幹線利用の場合、「長野から新宿へ出張は、大宮経由で埼京線に乗り換える。」こととされているが、東京駅経由の出張命令となっているものがあった。	医療政策課 生活排水課 経営支援課 (3件)
	(2) 研修会等の資料代は資金前渡の方法により需用費から支出すべきであるが、講習会の資料代を立替払いし、旅行雑費から支出していた。	伊那 技術専門学校
	3 工事変更協議が適切でないもの	
	国補復旧治山事業の工事請負契約について、標準的な工期として約230日間必要な工事であったが、当初に84日間で契約した後に、「2月議会で繰越承認された」ことのみを理由として309日間に変更していた。本来は、早期に繰越承認をとるか債務負担行為を設定した上で、適切な工期を確保して発注すべきであった。 【工事監査】	上伊那 地方事務所 (林務課)
	4 支出科目が適切でないもの	
	(1) 松本平広域公園の県単都市公園工事請負契約(陸上競技場のトイレ・計測室・宿泊室の改修工事、契約金額41,076,000円)において、需用費を合算して支払っていたが、全額工事請負費で執行すべきであった。 【工事監査】	松本 建設事務所
(2) 備品購入に際し見積書を徴した結果、備品として管理すべき額未満(1個又は1組の取得価格が10万円未満)となったが、需用費への科目訂正をしないで備品購入費で執行していた。	丸子修学館 高等学校	

分類	指導事項	課所名
支出 事務	5 その他支出に関する事務処理が適切でないもの	諏訪 建設事務所
	豊田終末処理場の試験検査機器など備品5点の購入時期が遅かった。 また、月払いのカラープリンター使用料、カラーコピー使用料等を、それぞれ数か月分まとめて支払っていた。	

分類	指導事項	課所名
財産 管理 事務 18件	1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの	南安曇農業高等学校
	(1) 校外模試及び土曜補講は学校行事としてではなく、同窓会等が事業主体となり実施するものとなっているため、校舎を使用する場合は、行政財産の一時使用許可の手續及び管理経費の徴収が必要であるが、これらの事務処理を行っていないものがあった。 【重点監査】	
	(2) 現地機関において、老朽化し使用していない備品を多数保有している事例や、物品に関する帳票の整理が適切でない事例が見受けられた。 備品については、改めて確認作業を行い、活用状況を把握し、不用なものは処分することなども含め、適正管理に努めること。	木曾地方事務所 (地域政策課) 信濃学園 波田学院 林業総合センター 木曾建設事務所 望月少年自然の家 中野西高等学校 長野工業高等学校 松代高等学校 屋代高等学校 下諏訪向陽高等学校 飯田長姫高等学校 塩尻志学館高等学校 南安曇農業高等学校 穂高商業高等学校 大町高等学校 若槻養護学校 (17件)

イ 検討事項

分類	検 討 事 項	所管課所
財産 管理 事務 1件	<p>佐久勤労者福祉センターほか6センターについては平成18年度から指定管理者制度を導入し、所在市町が指定管理者となりセンターの管理が行われている。センターの使用料収入は指定管理者の収入となるが、自動販売機、食堂等に係る行政財産目的外使用許可は県が行っているため当該使用料については県の収入となり、その収入と同額が管理委託料として指定管理者である所在市町に支払われている。</p> <p>これは、「指定管理者制度に関するガイドライン」(平成20年2月 長野県総務部行政改革課) 2(3)により、指定管理者は条例の定めによる施設の使用許可以外の行政処分権限を代行することはできないとされていることによる。</p> <p>しかし、行政財産目的外使用許可に係る事務については、当該施設の管理を委任された市町において処理する方が合理的かつ効率的であると考えられるため、地方自治法第252条の17の2の規定による当該市町への権限の委譲について検討すること。</p>	管 財 課

(2) 企業特別会計

ア 指導事項

分類	指 導 事 項	課所名																		
収入 事務 1件	1 収入未済額の解消に努力を要するもの	須坂病院																		
	<p>医療費等本人負担分の未納者への滞納整理について、定期的な電話催促や戸別訪問を行うなどして努力しているが、収入未済の縮減になお一層の努力を要する。</p> <p>〔収入未済の状況〕(過年度分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成19年度末</th> <th>平成18年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費等本人負担分</td> <td>36,405,127円</td> <td>38,335,340円</td> <td>△1,930,213円</td> <td>95.0%</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 医業未収金</td> <td>36,357,937円</td> <td>38,270,860円</td> <td>△1,912,923円</td> <td>95.0%</td> </tr> <tr> <td>医業外未収金</td> <td>47,190円</td> <td>64,480円</td> <td>△17,290円</td> <td>73.2%</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比	医療費等本人負担分	36,405,127円	38,335,340円	△1,930,213円	95.0%	(内訳) 医業未収金	36,357,937円	38,270,860円	△1,912,923円	95.0%	医業外未収金	47,190円	64,480円
区 分	平成19年度末	平成18年度末	増 減	前年度比																
医療費等本人負担分	36,405,127円	38,335,340円	△1,930,213円	95.0%																
(内訳) 医業未収金	36,357,937円	38,270,860円	△1,912,923円	95.0%																
医業外未収金	47,190円	64,480円	△17,290円	73.2%																

分類	指導事項	課所名
契約 事務	1 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの	
	病院清掃業務委託の予定価格について、建物の清掃頻度や床面積、作業員数等を考慮して算出すべきであったが、算出方法が不適切であった。	駒ヶ根病院
2件	2 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの	
	「平成18年度篠ノ井地区塩崎第3工区配水管移設工事」ほか2工事については、受注希望型競争入札で2回の不調の後に随意契約に移行していた。この場合、改めて請負人等選定委員会で審議し請負人選定調書を作成する必要があるが行っていなかった。 【工事監査】	川中島水道 管理事務所
支出 事務	1 旅費の返納又は追給を要するもの	
	松本市から長野市への出張旅費について、高速バスの往復割引乗車券を利用しているにもかかわらず、この運賃を片道運賃と誤って計上したことにより、3,500円が過払いとなっていた。	こども病院
2件	2 工事変更協議が適切でないもの	
	「平成18年度篠ノ井地区みこと川第1工区配水管布設替及び移設工事請負契約」（当初契約額16,842,000円）について、236日間の工期延長を行った上、その工期末に大幅な変更契約（変更後の契約額41,275,500円）を行っていたが、この増工分の一部については分離発注するなどの検討が十分に行われていなかった。 【工事監査】	川中島水道 管理事務所

(別表1) 定期監査の指摘事項等の件数

指摘事項・指導事項・検討事項の分類	普通会計				企業特別会計			
	指摘	指導	検討	計	指摘	指導	検討	計
1 収入事務関係								
・収入未済額の解消に努力を要するもの		9		9		1		1
・使用料の算定を誤っていたもの		3		3				
・貸付料の算定を誤っていたもの								
・管理経費の算定を誤っていたもの								
・調定の時期が適切でないもの								
・その他調定等に関する事務処理が適切でないもの								
・その他収入に関する事務処理が適切でないもの		6		6				
小計	0	18	0	18	0	1	0	1
2 契約事務関係								
・契約書又は請書が作成されていないもの								
・契約書等の記載内容に不備があるもの								
・随意契約の理由等が適切でないもの								
・予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの		1		1		1		1
・入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの		5		5		1		1
・見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの								
・その他契約に関する事務処理が適切でないもの		6		6				
小計	0	12	0	12	0	2	0	2
3 支出事務関係								
・職員手当支給の返納又は追給を要するもの								
・その他職員手当支給に関する事務処理が適切でないもの								
・旅費の返納又は追給を要するもの		4		4		1		1
・その他旅費支給に関する事務処理が適切でないもの		4		4				
・監督職員と検査職員が同一人であるもの								
・工事変更協議が適切でないもの		1		1		1		1
・その他工事に関する事務処理が適切でないもの								
・役務費、使用料の執行が適切でないもの								
・備品購入費の執行が適切でないもの								
・需用費の執行が適切でないもの								
・予算執行が効率的・計画的でないもの								
・支出科目が適切でないもの		2		2				
・支出負担行為の時期が適切でないもの								
・事前審査に関する事務処理が適切でないもの								
・給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの								
・その他支出に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
小計	0	12	0	12	0	2	0	2
4 補助金事務関係								
・補助金交付決定等の事務処理が適切でないもの								
・補助金実績報告書の提出が遅いもの								
・その他補助金に関する事務処理が適切でないもの								
小計	0	0	0	0	0	0	0	0
5 財産管理事務関係								
・公有財産に関する帳票の整理等が適切でないもの								
・物品に関する帳票の整理等が適切でないもの								
・財産の有効利用等の努力を要するもの								
・その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの		18	1	19				
小計	0	18	1	19	0	0	0	0
合計	0	60	1	61	0	5	0	5